

特別養護老人ホームつるべ荘利用料金表（概算）

（令和8年8月1日現在）

◇ 特別養護老人ホームつるべ荘

（1割負担の場合）

（単位：円）

区分	①利用料	②各種加算	③処遇改善加算	④居室料 （全額負担）	⑤食費 （全額負担）	1日合計 （①～⑤計）	月額合計 （30日あたり）
要介護1	670	87	133	2,200	1,450	4,540	136,207
要介護2	740	87	146	2,200	1,450	4,623	138,677
要介護3	815	87	159	2,200	1,450	4,711	141,323
要介護4	886	87	171	2,200	1,450	4,794	143,827
要介護5	955	87	183	2,200	1,450	4,875	146,262

（2割負担の場合）

（単位：円）

区分	①利用料	②各種加算	③処遇改善加算	④居室料 （全額負担）	⑤食費 （全額負担）	1日合計 （①～⑤計）	月額合計 （30日あたり）
要介護1	1340	174	266	2,200	1,450	5,430	162,914
要介護2	1480	174	291	2,200	1,450	5,595	167,853
要介護3	1630	174	318	2,200	1,450	5,772	173,145
要介護4	1772	174	342	2,200	1,450	5,938	178,155
要介護5	1910	174	367	2,200	1,450	6,101	183,024

1 上記②の各種加算は、原則として、すべての入居者に加算（負担）されます。

看護体制加算（12円/日） 栄養マネジメント強化加算（11円/日）

夜勤職員配置加算（18円/日） 日常生活継続支援加算（46円/日）の合計金額です。

2 ③の処遇改善関係加算（処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ支援加算）は、
①利用料、②各種加算の合計の17.6%相当の金額です。

3 新規入居の場合には、初期加算として、1日30円（30日以内）と安全対策体制加算
（20円/月額）が加算されます。

4 上記のほかに、次の加算料金がかかる場合があります。（該当者のみ）

①療養食加算（18円以内/日）

②経口維持加算（500円以内/月）

③看取り介護加算（8,108円以内/退居時等に1回限り加算）

④若年性認知症者受入加算（120円/日）

⑤科学的介護推進体制加算（40円/月）

⑥生産性推進加算（10円/月）

⑦自立支援推進加算（300円/月）

5 負担限度額認定（所得段階第2～3段階）を受けた方の居住費・食費は、軽減されます。

所得段階負担限度額・対象となる方		④居室料	⑤食費	計④+⑤
第2段階	市民税世帯非課税で課税所得が約80万円以下	880	390	1,270
第3段階	①市民税世帯非課税で課税所得が約80万円超	1,370	680	2,050
	②市民税世帯非課税で課税所得が120万円超	1,470	1,420	2,890

6 その他費用

①診療代・薬代 ②日用品費 ③理容料 ④持込器具電気代 ⑤その他

◎ご不明な点があれば、お気軽にご相談下さい。

特別養護老人ホームつるべ荘

〒924-0005 白山市一塚町1351番地

TEL (076) 276-2020 FAX 276-2335